

令和5年8月29日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成25年(行ウ)第708号 文書不開示決定処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年3月28日

判 決

5

東京都 [REDACTED]

原 告 和 田 千 代 子
同訴訟代理人弁護士 萱 野 一 樹
同 長 谷 川 直 彦
同 鬼 東 忠 則
同 一 瀬 敬 一 郎

10

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国 健
同代表者法務大臣 斎 藤 健
処 分 行 政 庁 防 衛 大 臣
浜 田 靖 一
指 定 代 理 人 別紙1指定代理人目録のとおり

15

主 文

- 1 本件訴えのうち、行政文書の開示決定の義務付けを求める部分を却下する。
- 20 2 被告は、原告に対し、5万円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 防衛大臣が平成24年2月2日付で原告に対しした行政文書不開示決定（防官文第1269号）のうち、別紙2文書目録1記載の各文書を不開示とする部分を取り消す。
- 2 防衛大臣は、原告に対し、別紙2文書目録1記載の各文書を開示する旨の決定をせよ。
5
- 3 被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 原告は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第4
10 2号。以下「**情報公開法**」という。）4条1項に基づき、防衛大臣に対し、「衛生学校記事」と題する雑誌のうち、昭和32年8月から同42年1月までに発行されたもの（別紙2文書目録1及び2記載の各文書。以下「**本件請求文書**」とい
15 う。）の開示請求をしたところ、防衛大臣から、本件請求文書を保有していないとしてこれらを開示しない旨の決定（防官文第1269号。以下「**本件不開示処分**」とい
20 う。）を受けた。その後、本件請求文書のうち別紙2文書目録2記載の各文書（以下「**本件開示文書**」とい
25 う。）は、本訴係属中に開示された。

本件は、原告が、被告を相手に、(1)①本件不開示処分のうち、別紙2文書
目録1記載の各文書（以下「**本件不開示文書**」とい
20 う。）を不開示とする部分の取消し及び②本件不開示文書を開示する旨の決定の義務付け（以下、この請求に係る訴えを「**本件義務付けの訴え**」とい
25 う。）を求めるとともに、(2)本件不開示処分により精神的損害を被ったとして、国家賠償法（昭和22年法律第125号。以下「**国賠法**」とい
30 う。）1条1項に基づく損害賠償請求として慰謝料10万円及びこれに対する本件不開示処分の日である平成24年2月2日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 陸上自衛隊衛生学校（以下単に「衛生学校」という。）は、衛生科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、衛生科部隊の運用等に関する調査研究を行うことを所掌事務とする陸上自衛隊の学校であり（自衛隊法施行令33条の2）、昭和30年頃から、東京都世田谷区及び目黒区にまたがる陸上自衛隊三宿駐屯地（以下単に「三宿駐屯地」という。）内に所在していた（甲165・60～66及び92頁）。

(2) 卫生学校記事について（甲165、乙1・289～292頁、乙4）

ア 卫生学校記事は、陸上自衛隊衛生科の教育、訓練等における参考資料として、当初は月刊誌として衛生学校において編集及び発行が行われていたものであり、昭和32年7月に第1号が創刊されたが、資金運営の問題から昭和34年1月発行の第19号をもって休刊となった（以下、上記休刊に至るまでの衛生学校記事を特に指す場合は「衛生学校記事（月刊分）」という。）。

イ その後、衛生学校記事は、年4回発行する季刊誌として復刊されることとなり、昭和36年4月に、衛生学校記事第1巻第1号（発行年〔曆年〕順に第○巻、当該発行年における発行順に第○号という番号がそれぞれ付されている。以下、単に「第○巻」という場合はある発行年において刊行された各号を包括して指すものとする。）が発行された。復刊後は、三宿修親会（三宿駐屯地に所在する部隊に所属する幹部自衛官等の相互の修養を図り、親睦を深めることを目的に結成された私的団体）が編集及び発行を行うこととされ、衛生学校記事運営委員会（委員長は衛生学校の副校長が務めた。）及び衛生学校記事編集分科会が設けられた。

ウ 昭和37年4月には、衛生学校記事運営委員会及び衛生学校記事編集分

科会は解散し、同月以降は、衛生学校に設けられた衛生学校記事編集委員会が編集を、三宿修親会に設けられた衛生学校記事発行委員会が発行をそれぞれ行うこととされ、両委員会の委員長は衛生学校の副校長が務めることとなった。

5 エ 衛生学校記事は、昭和50年10月1日発行の第15巻第4号から、その名称を「衛生記事『ふかみどり』」に変更した（以下、復刊後・改称前の衛生学校記事を特に指す場合は「衛生学校記事（季刊分）」といい、改称後のものは「ふかみどり」という。）。ふかみどりは、平成21年に廃刊となった（弁論の全趣旨）。

10 オ なお、陸上自衛隊の衛生関係の雑誌としては、昭和29年3月から保安衛生学会によって月刊誌として出版されていた「保安衛生」という雑誌があったところ、同雑誌は、昭和34年からその名称を「防衛衛生」に改め、防衛衛生学会（現在は一般社団法人日本防衛衛生学会）が出版することとなった（弁論の全趣旨、乙26、28、29）。

15 (3) 元衛生学校長の遺族から寄贈された資料について

ア 太平洋戦争終戦時に旧陸軍軍医大佐であり、その後は元陸上幕僚監部衛生監（陸将）を務めた金原節三（以下「金原」という。）は、昭和30年8月から同32年12月まで衛生学校長の立場にあったところ、金原が個人で収集するなどして保有していた2000点以上に及ぶ資料が、金原の死後、昭和52年10月から同56年2月までの間に、その遺族によって陸上自衛隊に寄贈された（以下、この寄贈された資料を「金原資料」と総称する。）。衛生学校では、同年、「金原節三先生資料目録」と題する金原資料の目録（甲9。以下「金原資料目録」という。）を作成したところ、金原資料目録の中には、衛生学校記事（月刊分）（ただし、第7号〔昭和33年1月発行〕を除く。）及び衛生学校記事（季刊分）（ただし、第4巻第1号〔昭和39年1月発行〕、第7巻第

1号〔昭和42年1月発行〕ないし第9巻第4号〔昭和44年10月発行〕及び第13巻第3号〔昭和48年7月発行〕以降のものを除く。)が含まれていた。(甲9・(3)頁並びに7、8及び79頁、甲165・202頁)

イ 衛生学校は、昭和57年9月30日、教育及び研究に資する各種参考品を展示することを目的として衛生学校本館内に設けられていた**彰古館**と呼ばれる区画(昭和35年以降は総務課が所管しており、館長は総務部長である〔乙25〕。)に、「金原節三先生コーナー」(以下「**金原コーナー**」という。)を増設し、そこで金原資料を保管及び展示することとした(乙10、11)。

ウ 彰古館は、平成22年7月、衛生学校本館内から、三宿駐屯地内の別の場所(部隊医学実験隊庁舎)に移転した(乙12、弁論の全趣旨)。

(4) 衛生学校図書室における衛生学校記事の受入れ等

ア 防衛省では、図書の管理に関し、防衛省の図書管理に関する訓令(昭和34年防衛庁訓令第60号〔乙14〕。以下「**図書管理訓令**」という。)を定めているところ、図書管理訓令では、図書を**甲種図書**(乙種図書以外の図書をいう。)と**乙種図書**(新聞、雑誌、官報、年鑑、職員録、教範類その他取得後直ちに供用することにより消耗する図書及び単価2万円未満の図書〔資料価値の高いものを除く。〕をいう。)に区分している(4条)。また、図書管理訓令は、その管理する図書が、①供用の必要がなくなった図書で、管理換え若しくは分類換えにより活用を図ることができないもの(14条(1)号)、②はなはだしく汚染若しくは破損して供用のできなくなったもの((2)号)、③修理若しくは改造のできないもの((3)号)又は④経費が新規購入費を上回り、修理若しくは改造することが不利若しくは不適当なもの((4)号)のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書について、不用の決定をすることができ(同条柱書き)、図書について不

用の決定がされ、一定の要件を満たす場合（社会通念上売扱うことが適当でない場合や売扱価格が売扱いに要する費用に満たない場合等）に廃棄をすることができ（15条）、廃棄をしようとするときは、焼却、破棄その他適切な措置を講ずる旨を定めている（16条）。

5 図書管理訓令の規定に基づき策定された衛生学校図書室管理運営規則（平成5年衛生学校達71-2号。ただし、平成25年1月9日改正前のもの〔乙47〕。）3条には、図書の不用の決定及び廃棄等の諮問を行う機関として、副校長を委員長とする図書委員会を設ける旨が定められている。

10 イ 陸上自衛隊補給管理規則（昭和52年陸上自衛隊達71-5号。ただし、平成17年3月25日改正を最終改正とするもの〔乙46〕。以下「補給管理規則」という。）別冊第3の52条は、陸上自衛隊の学校が保有する図書には、図書管理訓令に定める登録番号及び請求記号を背表紙等にラベルにより表示するとともに、図書蔵書印を適宜の個所に押印し所要の記入を行うこととしているが、他方、乙種図書のうち防衛庁発行の図書・雑誌・教範類及び100頁以下の図書並びに厚生用の図書については、受入れの表示（表紙等の右下に所定の押印をすること。補給管理規則別冊第3の別紙第24）のみとすることができるものとする。

20 また、学校が保有する図書（厚生用品の図書を除く。）に係る管理簿は甲種図書と乙種図書に区分した図書原簿をもって充てるが、乙種図書のうち防衛庁発行の図書・雑誌・教範類及び100頁以下の図書については管理簿(2)（消耗品等の記録に使用される管理簿。補給管理規則87条、93条6号、別冊第1の14条2項参照）により記録することができる（補給管理規則別冊第3の53条3項、同別冊の別紙第25参照）ものとされている。

ウ 衛生学校図書室の蔵書の受入れや廃棄についても、甲種図書と乙種図書に分けて図書原簿による管理が行われている（もっとも、甲種図書と乙種図書の区分や図書原簿への記載方法は図書管理の担当者の判断によりおり、必ずしも厳密でなかったことがうかがわれる〔被告の平成31年3月5日付け「求釈明に対する回答書」8頁、乙74等〕。）。

衛生学校図書室で雑誌を受け入れた場合、基本的には図書原簿に記載することはないが、定期刊行物である雑誌を発行年度ごとに1冊に合本・製本した場合（以下、複数の雑誌を1冊に合本・製本したものを「製本雑誌」という。）には図書原簿に記載することもあった（乙48）。

図書原簿は従前、紙媒体で作成されていたところ、平成23年頃からデータ化され、紙媒体の図書原簿に記録された現存する図書についてはデータ上の図書原簿に移行された。紙媒体の図書原簿は現在、甲種図書と乙種図書を合わせて合計18冊あり、昭和32年4月1日からデータ化されるまでの図書の記録が記載されている。（乙37）

エ 衛生学校図書室の紙媒体の図書原簿によれば、次の事実が認められる。

(ア) 衛生学校図書室は、昭和37年1月13日、衛生学校記事（季刊分）第1巻の製本雑誌1冊を乙種図書として受け入れ、昭和38年3月13日、衛生学校記事（月刊分）第1号から第9号までの製本雑誌及び第10号から第19号までの製本雑誌各1冊を甲種図書として受け入れ、昭和39年9月から同50年3月にかけて、衛生学校記事（季刊分）第2巻から第14巻までの各製本雑誌について、第10巻から第13巻までは各2冊、その余は各1冊を甲種図書として受け入れ、昭和50年3月末日時点で、本件不開示文書を含む衛生学校記事の製本雑誌合計20冊を保有していた（乙30、49）。

(イ) 図書原簿上、衛生学校図書室で各2冊保有していた衛生学校記事（季刊分）第10巻から第13巻の製本雑誌のうち各1冊については、

いずれも赤二重線で抹消された上、「不用決定証書第102433号
63.10.25」と付記されている。その余の衛生学校記事の製本雑誌16冊については、いずれも赤二重線で抹消された上、「17.9.12」と付記されている(乙30、49)。

5 (ウ) 図書原簿上、赤二重線で抹消された上、「17.9.12」と付記されている図書は上記(イ)の他に74冊あるところ、それはふかみどり(21冊)、保安衛生(5冊)及び防衛衛生(48冊)の各製本雑誌である。他方、抹消されていない製本雑誌として、ふかみどり(5冊)及び防衛衛生(1冊)がある。(甲194ないし214、246、247、
10 505)

15 (エ) 衛生学校記事、ふかみどり、保安衛生及び防衛衛生の各製本雑誌以外で、図書原簿上において赤二重線で抹消されている図書については、上記(イ)のような不用決定証書番号が付記されているか又は「除籍」、「乙種変更」等の付記がされている。他方、赤の単線により抹消されて、日付等の付記が一切ない図書もある。(甲194ないし214、246、
247、505)

(5) 本件不開示処分に至る経緯

ア 原告は、平成23年12月6日、情報公開法4条1項に基づき、防衛大臣に対し、衛生学校記事のうち昭和32年8月から同42年1月までに発行されたもの(本件請求文書)について、開示を請求した(甲2。以下「**本件開示請求**」という。)。

イ 防衛大臣は、平成24年2月2日、本件請求文書を保有していないとして、情報公開法9条2項に基づき、原告に対し、開示をしない旨の決定をし(本件不開示処分)、同月6日付けで、その旨を原告に通知した(甲3)。

ウ 原告は、本件不開示処分を不服として、平成24年4月7日、平成2

6年法律第68号による全文改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行審法」という。）6条に基づき、防衛大臣に対し、本件不開示処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした（乙2）。

エ 防衛大臣は、平成25年4月26日付で、本件異議申立てを棄却する旨の決定をし、同年5月7日、同決定書謄本を原告代理人に宛てて発送した（甲4、乙4、6）。

(6) 本件訴えの提起及びその後の経過

ア 原告は、平成25年11月8日、本件不開示処分の取消し及び本件請求文書の開示の義務付け等を求めて本件訴えを提起した（顕著な事実）。

イ 防衛大臣は、本件請求文書の一部を保有していることが確認されたとして、平成26年10月20日付で、本件開示文書を開示する旨の決定（防官文第15497号。以下「本件一部開示決定」という。）をした。他方、本件一部開示決定においても、本件不開示文書については、その保有が確認できなかったものとされた。（乙7、8）

なお、防衛大臣は、本件一部開示決定と同日付で、本件異議申立てを棄却する旨の決定を取り消した上で、旧行審法47条3項に基づき本件不開示処分を取り消す旨の決定（乙7）をしているが、同決定及び本件一部開示決定が一体として本件不開示処分のうち本件開示文書を不開示とする部分のみを取り消したものであることは、上記各決定を受けて被告が変更した答弁内容等によって明らかであるから、本件不開示処分のうち、本件不開示文書を不開示とする部分の取消しを求める訴えの利益は、いまだ失われていないものと解するのが相当である。

ウ 原告は、平成28年6月28日、本件不開示処分のうち本件開示文書を不開示とした部分の取消し及び本件開示文書の開示の義務付けを求める部分の訴えを取り下げた（顕著な事実）。

3 主たる争点

- (1) 本件不開示処分（ただし、本件不開示文書を不開示とする部分に限る。）の適法性
- (2) 国家賠償請求の成否

4 争点に関する当事者の主張の要旨

別紙3記載のとおり。なお、同別紙で使用した略語は本文においても用いる。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) 衛生学校記事について

ア 衛生学校記事（月刊分）は、昭和32年当時の衛生学校長であった金原が、既に月刊で発行されていた保安衛生（前提事実(2)オ）とは別に、より隊員に身近な刊行物を作り、学校教育の短を補うことを目的として、同年5月1日付で陸上幕僚長からの承認（陸幕認第8号）を得て、同年7月1日から発行を開始したものである。衛生学校記事の編集を任務とする衛生学校記事編集委員会は、委員長を衛生学校の副校长（ただし、発行開始当時は金原）が、副委員長を教育部長及び研究部長が各務めるほか、約10名の委員及び1名の常任委員で構成されており、毎月1回編集会議を開催することとされていた。同年5月23日に実施された編集会議では、①保安衛生と提携して自衛隊における衛生勤務の向上に努めるものとしつつ、一般的な保安衛生とは趣を異にし、部外秘を要するもの、研究途上で公表に至らないもの、自衛隊における独自の衛生勤務に関するもの等にその内容の重点を置くこと、②発行日を毎月1日の月刊とし、取扱いは部外秘とし、印刷は発行部数の関係上当分の間贋写刷100頁内外とすること、③編集会議において翌々月発行の分に対する掲載記事につき協議決定し、発行前月の20日までに整理の上印刷に付して発行当月の1日までに購読者

に到達するよう実施すること、④投稿者の範囲は、必ずしも衛生学校在職者に限定したものではなく、それ以外の者からの投稿でも、編集の趣旨に沿うものであれば掲載し、衛生学校記事に対する批判や衛生学校に対する要望事項等の投稿も可とすること、⑤発行の宣伝は、自衛隊、特に衛生科に周知徹底の方法を講ずることとし、差し当たりの処置として保安衛生に掲載すること等が協議された。（甲1・79及び89～93頁、甲15・7頁）

なお、上記①及び②にある「部外秘」とは、当時の秘密保全に関する達（昭和28年保安隊達第153号〔乙17、20〕）によれば、秘密区分のうち「機密」、「極秘」及び「秘」に次いで指定されるものであり、「平時における部隊の移動、補給品、装備品の輸送計画及びその命令並びに報告で秘匿をしなければならない事項」、「訓練又は技術上の教範若しくはその他の文書で秘匿を要するもの」、「通常の訓練の計画及びその成果」、「予算の配分に関する計画、命令及び報告で秘匿を要するもの」、「各種物件の調達計画で公表前のもの」等がこれに当たるものとされていた。

イ 創刊号である衛生学校記事（月刊分）第1号は、1部当たり95円で、全国の陸上自衛隊衛生科幹部に対して約350部配布された（甲165、乙1・289頁）。発刊当初は、衛生学校の使命遂行の一環として、衛生幹部、特に初級幹部を対象に衛生学校における研究成果及び教育内容を紹介し、衛生に関する知識の啓発、技術の向上に資することが目指されたが、昭和32年8月17日時点でも衛生学校記事の購読者数は約306名であり、同日の編集会議においては、①1名の購読者もない駐屯部隊が50以上あり、一層購読者の増加に努める必要があること、②部外秘であることから逐一小包郵便により発送していることで支出が多額に上り、経営上の影響も大きいため、各部隊宛てに一括送付して配布をお願いすることの

可否につき研究する必要があること等が指摘されていた（甲11・102～104頁、乙1・289頁）。

ウ 衛生学校記事（月刊分）は、昭和33年度になって、原稿収集の難航、予約購読者の漸減、購買代金回収率の低下等の問題が重なり、第19号（昭和34年1月4日発刊）をもって休刊となった（甲165、乙1・289頁）。

エ 衛生学校記事は、昭和35年、当時の衛生学校長の意向等により復刊することとなり、発行は年4回の季刊、会費は年400円とし、内容は、実務訓練、部隊紹介、受験手引き、座談記事及び広告等を含め、極力斬新かつ平易にして普遍性のあるものにし、陸曹を会員中の大きな対象としてその比重を考慮し、陸曹向けの記事を多く収載する一方、防衛衛生（保安衛生の名称変更後のもの。前提事実(2)エ）の学術的内容とは極力一線を画したものにすること等が決定された（甲165、乙1・290頁）。

オ 衛生学校記事（季刊分）第1巻第1号は、昭和36年4月1日に発行され（甲165、乙1・290頁）、これについては秘密区分の指定がされなかった（弁論の全趣旨）。昭和45年度には、①若い読者層の感覚にあった予見的な内容を豊富にし、難しい内容は分かりやすく、気楽に読めて参考となる記事とする、②全ての会員に歓迎される原稿の収集に努める、③表題は親しみを覚える感触あるものとする等の点が編集方針として定められた。衛生学校記事（季刊分）の発行部数は昭和36年の1780部から漸増し、ふかみどりに改称した昭和50年には2000部を超えていた。（甲165、乙1・291及び294頁）。

カ 衛生学校記事には、衛生学校所属の自衛官等による業務関係の投稿記事を中心に、幹部候補生選抜筆記試験衛生課職種といった各種試験の問題及び解答なども掲載されていた。その他、衛生学校記事（月刊分）には衛生学校の主要行事に係る記事が、衛生学校記事（季刊分）には広告や「〇〇

だより」と称する各地の駐屯地等の近況を伝える記事等が掲載されており、また、クイズ、歌、漫画等が掲載されることもあった。衛生学校記事（季刊分）第1巻第3号の編集後記（甲17・96頁）には、「幹部・陸曹・陸士向きの原稿の投稿をお願いします。執筆者は幹部から陸士までどなたでもよく、また内容は一般に医学衛生に関するもので堅いもの、柔らかいもの、いずれでも結構です。特に軽い読みもの風のものも歓迎します。」との記載がある。（甲1、11ないし38）

キ 国立国会図書館には、衛生学校記事（季刊分）の第7巻第2号から同第14巻第2号までが所蔵されている（甲173・8頁）。

ク 平成21年に廃刊となるまでの間、ふかみどりの編集業務は、衛生学校研究部所属の自衛官が行っていた（乙40ないし42）。

(2) 金原資料について

ア 彰古館の前身である参考品展示室は、主として、戦時中に散逸した旧陸軍関係の参考品を収集・展示するため、金原が衛生学校長を務めていた昭和31年1月27日、衛生学校本館2階に設置された。昭和47年4月にプレハブ教場に移転した後、同年5月に彰古館と改名し、昭和51年10月に衛生学校本館3階に移転した。昭和57年10月頃時点において、彰古館に保管されている物品は255項目に上り、図書、写真類を含めると1000点以上となっていたところ、それらは主として旧陸軍の時期やそれ以前のものであった。なお、上記各移転に際しては、資料の整理（破棄を含む。）が行われたこと也有った。（甲165、190の1・240頁、乙11・295～302頁、乙56）

イ 金原の死後、昭和52年10月から同56年2月までの間に、金原が収集していた衛生学校記事を含む金原資料が陸上自衛隊に寄贈された（前提事実(3)ア）。衛生学校作成に係る金原資料目録（甲9）には、当時の衛生学校長が、同月付けの発刊の辞として「将来、益々先生のご事跡を

発揚すると共に、衛生業務に携わる後継者育成のための龜鑑とすべく衛生家校（ママ）内に「金原文庫」を設立（昭和57年4月開館予定）して、これら貴重な文献資料を末永く保存する所存であります。」と記していた。

5 金原資料目録によれば、金原資料の中には、旧陸軍関係の資料が合計1386点、防衛庁関係の資料（すなわち戦後の資料）が合計340点、部外（民間）関係の資料が合計302点あり、防衛庁関係の資料のうち衛生学校記事関係の資料は合計95点で、その中に、衛生学校記事（月刊分）の第1号から第19号まで（ただし、第7号を除く。）と、衛生学校記事（季刊分）の第1巻第1号から第13巻第2号まで（ただし、第4巻第1号及び第7巻ないし第9巻を除く。）があった（なお、衛生学校記事（月刊分）の第1号から第6号までについては合計40冊、その他は各1冊とされている。）。

10

ウ 衛生学校は、昭和57年9月30日、彰古館に金原コーナーを増設し、そこで金原資料を所蔵していた（前提事実(3)イ）。

15 当時、彰古館は、衛生学校総務部総務課広報・援護室（以下単に「広報・援護室」という。）が所管しており、その室員が彰古館の鍵を管理していた。見学希望者（部内者・部外者を問わず、来校者は展示された資料を閲覧することができた。）の案内等も行われていた。（甲165、乙1
20 1・295頁、乙65、67）

エ 平成3年8月頃の時点で、金原コーナーは彰古館の中でも人気のあるコーナーではなく、ほとんど利用されておらず、陳列物についてもほとんど手入れはされていない状況であった（金原のものと思われる制服等が展示されていたほかは、陳列棚の下のスペースに段ボールが置かれていた。）。同月から約1年、衛生学校研究部の戦史研究室長（その研究室は金原コーナーと廊下を挟んだ向かい側にあった。）を務め、その後も

平成 11 年 3 月まで研究部の研究員を務めていた山田一郎 2 佐（以下「山田」という。なお、階級は当時のものを指し、以下も同様である。）は、戦史研究室長に着任した当初に旧軍関係の資料を探したり、後記才の移管に向けた準備の様子をみたりする目的で、金原コーナーに入ったことがあるところ、その際などに「修親」という陸上自衛隊幹部を対象としていた雑誌（金原がこれに寄稿したこともあり〔甲 34・1 6 頁〕、金原資料目録には、昭和 33 年に発刊された創刊号から昭和 49 年に発刊された第 17 卷第 3 号までの記載があった〔甲 9・80～81 頁〕）。なお、山田によれば、幹部自衛官の文芸誌のようなものとのことである。）が陳列されていたのは確認したが、衛生学校記事を見たことはなかった。山田が衛生学校に着任した平成 3 年 8 月頃から同 7 年頃までの間は、校内のスペースが足りなかつたこともあり、衛生学校長が交代する度に、金原コーナーを存続させる必要性について疑義が呈されるような状況にあった。なお、研究部では、ふかみどりや防衛衛生の編集も行われていたところ、山田は当時、防衛衛生の編集を担当していた。山田は、衛生学校記事については見たことがなく、ふかみどりの前身であるという認識もなかった。（乙 65、証人山田）

才 阪神・淡路大震災が発生した平成 7 年 1 月 17 日から同年 3 月頃までの間に、金原コーナーが廃止された。金原コーナーがあった場所は、同年 8 月 1 日から研究部所管の国際貢献・災害派遣史料センターとなり、主に平成 5 年 7 月の北海道南西沖地震や、阪神・淡路大震災において陸上自衛隊衛生科が初めて一般人に対する衛生支援を行ったことに係る衛生行動史の作成等の業務を行うこととなった。同センター長となった齊藤尚武 2 佐（以下「齊藤」という。）が着任した当初、同センター内には机が 2 つと書棚が 2 つあるほかは何もなく、金原コーナーがあった当時の物が置き忘れられたり、引き継がれたりしたということもなかった。

(乙56、69、79、証人山田、証人悉知旭、証人齊藤)

金原コーナーの廃止と同時期である平成7年3月27日頃、金原資料の一部（金原の旧陸軍時代の業務日誌等）が金原の遺族から承諾を得た上で防衛研究所に移管された。移管についての衛生学校側の担当者は当時の総務課長（故人）であった。防衛研究所が必要としたのは戦史資料であったため、戦後に作成された衛生学校記事等の自衛隊関係の資料は移管の対象とはならなかった（甲39ないし42、44ないし64、80、乙15、65、66、証人山田）。

カ 平成8年4月時点において、彰古館に金原コーナーは存在しなかった。

当時の彰古館は、展示品以外の資料は整理されないまま段ボール箱に入れられたり、ロッカーに平置きされたりというような状態であり、展示品についてもその説明文と一致していないものがあるなど、かなり荒れた状態となっていて、所蔵資料のリストも作業途中の整理されていないものしかなかった。同月時点において、彰古館には金原資料の一部が保管されていたが、他の資料と区別して管理されていたわけではなく、また、その中に衛生学校記事は存在しなかった（なお、修親〔上記エ参照〕も存在しなかった。）。なお、防衛研究所に送られた金原資料（上記オ）の一部はその約1年後に彰古館に返還されたが、その際にも返還された資料の中に衛生学校記事は含まれておらず、以後も彰古館で衛生学校記事を保管することはなかった。平成26年時点で、金原資料は戦後に発刊された雑誌類も含めて彰古館内に641点現存しており、その現存率は金原資料目録中の約32%に相当する。（乙13、56、61、68、69、証人木村益雄、証人悉知旭）

[事実認定の補足説明]

平成8年4月時点で彰古館に衛生学校記事が存在しなかったこと及びその後も彰古館で衛生学校記事を保管していた事実がなかったことは、同

月から平成25年2月の定年退官まで広報・援護室に所属し、彰古館の管理・運営を行っていた木村益雄2曹（以下「木村」という。）の供述及び陳述（乙50、56、61、68、証人木村。なお、木村の階級につき証人齋藤。）並びに平成24年8月から同30年頃まで広報・援護室に所属し、彰古館の管理・運営を行っていた悉知旭陸曹（それ以上の階級の詳細は不明。なお、その後准尉となった。以下「悉知」という。）の供述及び陳述（乙38、69、証人悉知）によって認定することができる。

木村は、平成8年4月の広報・援護室への着任から数年間が経過した後に、彰古館に展示されている資料を中心にリスト化を進めていた上、平成22年7月の彰古館の移転（前提事実③ウ。木村は、これ以降、展示の内容が分かりやすいものとなつたと自負している。）に際して資料の整理や移動を一人で行う中で、展示の要否を判断するために必要な限度で館内にある所蔵資料を大方点検し、その過程で衛生学校記事がないことを確認していたというのであり、その供述に格別不自然、不合理な点はうかがえない。

悉知は、平成24年8月の着任以降、彰古館に所蔵されていた約1万点の資料についてリスト化の作業を行っていたところ、金原資料と思われるもの（資料の右上に、金原資料目録に付された番号と同じものが鉛筆書きで記載されているもの）については、リストの備考欄・摘要欄に入力するなどし、こうしたリスト化作業により約半年を費やして彰古館に何があるか一通り把握するなどした結果、衛生学校記事は存在しなかつた旨を述べているのであって、その供述に格別不自然、不合理な点はうかがえない。そして、原告らが平成28年1月、3月及び6月に彰古館の資料を直接確認した際にも、金原資料と思われるものが多数確認され、その中には戦後の自衛隊関係の資料もあったが、衛生学校記事は発見さ

れなかつたというのであり（甲167、232、233、508）、そのことも木村及び悉知の上記各供述を裏付けるものといえる。

(3) 衛生学校図書室について

ア 衛生学校図書室（閲覧室と図書庫に分かれており、両者は1か所の鍵の掛かる出入口でつながっていて、両方を合わせた面積は約167平方メートルである。以下単に「図書室」ということがある。）は、衛生学校教育部教材課図書係が主としてその管理に当たっていた。図書係の直属の上官としてかつて図書班長がいたが、平成16年8月に藤澤利光3佐（以下「藤澤」という。）が教材課の教材班長（衛生学校教育部で必要とする衛生機材等の調達を主たる任務とするもの）に着任するより前に図書班長のポストがなくなり、以後は教材班長が図書班長の業務を兼務することになった。

山本明子2曹（以下「山本」という。）は平成13年3月の育児休業明けから、鈴木は平成15年8月の病気休暇明けからそれぞれ図書係として勤務していた（平成16年8月に藤澤が教材班長に着任後しばらくは、鈴木は体調不良で休むことが多かった。）。

平成17年の当初、図書係は山本と鈴木の二人であったところ、同年7月に山本が異動となり、その後任として同年8月に古野巖2曹（以下「古野」という。）が図書係に着任した。山本と古野との間で業務について具体的な引継ぎはされなかった。

（以上につき、乙37、48、51ないし53、証人山本、証人藤澤、証人古野）

イ 衛生学校図書室において、図書係は閲覧室で事務を行っていた。藤澤は図書室とは別にある事務室で執務をしており、図書係の業務を日常的に把握しているわけではなかった。図書係が山本から古野に交代した頃、藤澤は、教材班長の仕事に加えて教育部運用教官室の仕事も手伝うようになっ

た。その結果、図書係の仕事は藤澤の職務のうち1割にも満たないほどになり、その中心も図書の購入資金に関するものであった。（乙48、51ないし53、証人藤澤）

5 当時、図書原簿に記載されている図書につき図書委員会への諮問を経て不用決定がされた場合には、図書原簿の該当箇所に線を引いて抹消した上、三宿駐屯地内のゴミステーションに搬入して廃棄に回していたが、図書原簿に記載されていない雑誌等の図書につき古くなったものを廃棄する場合は、図書委員会への諮問を経ることなく、そのままゴミステーションに搬入していた。山本と鈴木が図書係をしていた時期には、不用決定を受けての図書原簿からの抹消作業を含めて、図書原簿に係る事務は専ら山本が行っていた。山本は、甲種図書を乙種図書に区分変更する際にも図書原簿の該当箇所に線を引いて抹消することがあった。なお、山本が図書係をしていた当時、図書室のスペースにはそれほど余裕があるわけではなかったが、山本自身が製本雑誌の廃棄に関与したことはなかった。また、藤澤は教材班長に着任した際、前任者から図書室に関する仕事の引継ぎは受けておらず、図書の廃棄の手続についてもその詳細は把握していなかったため、図書原簿への記入作業に関わったこともなかつたが、山本から捨てる本の選別を依頼され、小説類や他の図書室にあるようなものの、雑誌に近い内容のものを数十冊選別したことはある。もっとも、製本雑誌になった衛生学校記事等がその中に含まれていたことはない。（乙51、53、証人山本、証人鈴木、証人藤澤）

10

15

20

25 鈴木と古野が図書係をしていた当時、古野は、鈴木より階級は上であつたものの、鈴木の方が図書係としての経験が長かつたため、鈴木から教わりながら仕事を行っていたが、藤澤や当時の教材課長から図書係の業務について指導を受けた記憶はない。古野は図書の廃棄作業を行つたことはなく、これについて教わつたこともなかつた。古野は、図書係在任

中、衛生学校勤務の陸曹が当番制で行う業務として、警衛勤務や運転手等の業務を週に1、2回の頻度で行うほか、学生の演習に1週間単位で付き添うなどもしており、常に図書室で勤務していたわけではなかった。他方、鈴木は体調面で問題があったため、そのような当番制で行う業務には就いておらず、基本的に図書室で勤務していた。（乙52、証人古野）

ウ 平成17年9月当時、衛生学校図書室には、衛生学校記事、ふかみどり、保安衛生及び防衛衛生の各製本雑誌（雑誌をまとめて背表紙を付ける作業は部外の業者に依頼していた。）が保管されていたところ、鈴木は、誰かは覚えていないが上官からの指示を受け、又は少なくとも指示を受けたものとの認識の下に、上記各製本雑誌を廃棄する目的で、同月12日頃の数日間にわたり、図書原簿のうち上記各製本雑誌の記載部分（ただし、ふかみどりの第27巻及び第35巻、防衛衛生の第34巻を除いた合計90か所）に赤二重線を引き、「17.9.12」の日付のゴム印を押した。鈴木は、図書原簿に記載された図書を廃棄する際に図書委員会の諮問を経て不用決定を得る必要があることを承知しておらず、廃棄の手続について藤澤や当時の教材課長に相談することもしなかったため、上記諮問等は行われなかつた。また、赤二重線を引いて日付のゴム印を押す方法は、図書原簿の他の個所をみてそれにならつたものであった。（乙48、証人鈴木。なお、以上の事実に係る証人鈴木の供述が信用し得ることについては後記2(4)ア参照）。

エ 木村は、広報・援護室で勤務していた頃、鈴木が、衛生学校図書室にあった日本医事新報の製本雑誌（昭和27年から同51年までに製本されたもので、合計93冊）をゴミステーションに廃棄しようとしているところを目撃し、捨てるのであれば彰古館で預かるとして、それらを引き取り彰古館に配架したことがあった（乙70の1・77～79頁、乙75、証人

木村)。

なお、衛生学校図書室の図書原簿には、赤線が引かれていない日本医事新報（いずれも製本雑誌と考えられる。）もあるが（甲196・2389～2414、2466～2471、2573、2732、2819、3111～3112、3121及び3143）、赤線が引かれて、日付も何も書かれていないものもある（甲196・3295～3302、3362、3363、3496、3550～3552、3906～3909及び3982～3984並びに甲197・4200、4253～4256、4512、4513、4543、4544、4635、4753、4754、4945～4948、5165～5168、5514～5519及び5774～5779）。

オ なお、藤澤は、鈴木に対して衛生学校記事を含む図書類を廃棄するよう指示したこと、廃棄について相談を受けたこともない旨供述しており（証人藤澤）、平成17年当時の副校長、教育部長及び教材課長も、本件の提訴後に衛生学校総務部の職員から書面又は電話で照会を受け、当時、衛生学校記事が衛生学校図書室にあったか明確な記憶はなく、その頃に鈴木ら職員に対し衛生学校記事等の廃棄を指示した記憶はない旨をそれぞれ回答している（乙57、58、60、78）。

カ 平成28年1月に、原告が衆議院議員と共に衛生学校図書室の図書等を閲覧したところ、その図書庫には、ふかみどりの第16巻（昭和51年発行）から少なくとも第48巻（平成20年及び同21年発行）まで、保安衛生の第1巻（昭和29年発行）から第5巻（同33年発行）まで及びその後身である防衛衛生の第6巻（昭和34年発行）から第61巻（平成26年発行）までがいずれも製本雑誌として保管されていたが、衛生学校記事の存在を確認することはできなかった（甲160、161、167）。

キ 被告は、平成30年6月26日付け求釈明に対する回答書で、初めて衛

生学校図書室の紙媒体の図書原簿の存在及び図書原簿中の衛生学校記事の記載箇所に赤二重線が引かれていることを明らかにした（顕著な事実）。

(4) 本件開示請求に至る経緯について

原告は、731部隊の問題に关心を持ち、市民団体である「731・細菌戦部隊の実態を明らかにする会」（以下「明らかにする会」という。）の活動に参画していたところ、民主党政権下の平成22年1月に防衛大臣に対し「731部隊等の細菌戦に関する資料の公開を求める要望書」（甲168）を提出し、同月22日には当時の民主党副幹事長からあるものは全て公開する旨を表明されるとともに防衛省と直接話し合いの場を持つよう提案を受けた。同年2月から平成23年11月までの間に、明らかにする会と防衛省関係者との間の意見交換会が計5回開催され（甲183ないし187）、防衛省側からは29件の「731部隊関連防衛研究所保有公開史料一覧」が示されたなどしたが、衛生学校記事については見当たらなかった旨の回答があった。

5回目の意見交換において、防衛省側から、情報公開請求を行えば戦史資料室や衛生学校等以外にも広範囲に探索するので資料が出てくる可能性があるとして、情報公開請求の手続を行ってはどうかとの提案がされた。これを受けて、原告は本件開示請求に至った。なお、明らかにする会では、本件開示請求以前に、衛生学校記事（月刊分）第1号を古書店で入手していた（甲81・4頁、弁論の全趣旨）。（甲622）

(5) 防衛省内部における衛生学校記事の探索の経緯について

ア 防衛省においては、本件開示請求に先立つ平成21年12月に「自衛隊員を構成員とする私的な団体の出版物」を対象とする開示請求があり、その不開示決定処分に対する異議申立てに関し、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）からの求めに応じ、平成22年11月、防衛省の内局及び各機関における保有状況調査が行われた。調査の対象と

なる出版物には衛生学校記事も含まれていたところ、調査の結果、衛生学校においてふかみどりの第16巻から第49巻までを保有している旨の回答を得たが、衛生学校記事についてはいずれの機関等からも保有している旨の回答は得られなかつた。（乙5の1及び2、22）

イ 平成23年12月6日付けの本件開示請求を受けて、同日以降、衛生学校において衛生学校記事の探索が行われ、同月19日からは、防衛省各局、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、防衛研究所、防衛大学校及び防衛医科大学校にも探索範囲が拡大された。なお、衛生学校、防衛研究所、防衛大学校及び防衛医科大学校についてはその図書館又は図書室も探索の対象とされていたものの、防衛医科大学校については図書館の事務室のみが探索され、その蔵書については探索が行われなかつた（乙22、31、32、34）。

ウ 防衛大臣は、平成24年2月2日、本件不開示処分を行つた。本件異議申立てを受け、再度、衛生学校記事の探索が行われたが、防衛大臣は、同年7月6日、審査会に対し、原処分維持が相当として諮詢した（乙3）。防衛省においては、同諮詢後、防衛省図書館、防衛大学校総合情報図書館及び防衛研究所図書館の探索を実施し、衛生学校においても、同年9月5日から同月14日にかけて、彰古館の現況調査が実施された。審査会は、平成25年3月26日、本件不開示処分が妥当である旨の答申をし（甲4）、防衛大臣は、同年4月26日、本件異議申立てを棄却する旨の決定をした（乙4）。（乙22）

エ 原告は、平成25年11月8日、本件訴えを提起した。原告は、平成26年7月9日付け準備書面(1)において、被告に対し防衛医科大学校を含む防衛省の各機関における探索の有無を明らかにさせるよう求釈明した。これを受け、防衛省において改めて探索を行つたところ、同年8月7日、防衛医科大学校図書館の新館2階にある製本雑誌の書架に本件開示文書

(28冊)が8冊の製本雑誌として配架されていること、本件開示文書は昭和61年度に蔵書として登録されていたことが確認された(乙22・9~10頁)。なお、本件開示文書については、防衛医科大学校図書館の図書館システム内の目録によても確認することができた(乙25)。(乙45)

5

オ 防衛省では、上記エの事態を受けて、平成26年8月12日から同年9月30日までの間に、省内全ての文書管理者を対象とした文書探索を実施したところ、航空幕僚監部における探索の結果、同年8月13日、航空自衛隊三沢基地に所在する北部航空方面隊司令部の本部庁舎1階にある医務官室の壁面書庫から本件開示文書の一部(22冊)が発見され、同年9月17日には、航空自衛隊立川分屯基地に所在する航空開発実験集団航空医学実験隊の庁舎1階にある書庫からも本件開示文書の一部(1冊)が発見された。これらが保管されるに至った経緯については、いずれも受入れに関する記録が残っておらず不明であったが、発見された文書に「北部航空方面隊司令部衛生班」又は「航空医学実験隊」のスタンプ印があることから、前者は同司令部で、後者は同隊でそれぞれ受け入れ、当時所属していた隊員が閲覧後に書庫内に収納し、廃棄されずに残されたままとされていたものと考えられる。(乙9、22、25、29、33の1ないし4)

10

15

カ 防衛大臣は、再調査の結果、防衛医科大学校図書館等において本件請求文書の一部が発見され、その保有が判明したとして、平成26年10月20日付けで、本件一部開示決定をした。

20

(6) 原告による検証作業とこれに対する被告の協力について

被告は、原告の求めに応じて、平成31年3月以降、衛生学校図書室その他これに関連する施設の図書原簿、図書検索システム及び図書の現物等を閲覧又は確認する機会を度々設けていた(乙59、64)。

25

2 争点(1) (本件不開示処分の適法性)について

(1) 判断の枠組みについて

ア 情報公開法の規定等について

情報公開法において、行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものをいうところ（2条2項本文）、行政文書の開示を請求する権利の内容は情報公開法によって具体的に定められたものであり、行政機関の長に対する開示請求は当該行政機関が保有する行政文書をその対象とするものとされ（3条）、当該行政機関が当該行政文書を保有していることがその開示請求権の成立要件とされていることからすれば、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。

そして、ある時点に当該行政機関の職員が当該行政文書を作成し、又は取得していたことが立証された場合において、不開示決定時点にも当該行政機関が当該行政文書を保有していたことを直接立証することができないときに、これを推認することができるか否かについては、当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や上記決定時までの期間、その保管の体制や状況等に応じて、その可否を個別具体的に検討することが必要というべきである（以上につき、最高裁平成24年（行ヒ）第33号同26年7月14日第二小法廷判決・集民247号63頁参照）。

イ 防衛省の職員が本件不開示文書を作成し、又は取得していたか否かについて

本件については、①昭和56年2月頃までに彰古館において衛生学校記事を含む金原資料を受け入れ、保管していたこと、②昭和50年3月頃

までに衛生学校図書室において衛生学校記事を受け入れ、製本雑誌として保管していたことがそれぞれ具体的に認められることに加え、③衛生学校において衛生学校記事（月刊分）を編集・発行していたのであるから、個人への購買後の残部が衛生学校内で保有されていた可能性があるものと考えるのが相当である。そこで、本件不開示文書の内容及び性質を検討した上で、上記①から③に係る衛生学校記事について、本件不開示処分時においても防衛省が保有していたと認めることができるか、個別に検討する。

(2) 本件不開示文書の内容や性質について

ア 本件不開示文書は、陸上自衛隊衛生科の教育、訓練等における参考資料として昭和32年8月から同34年1月までの間に発行されたものである。衛生学校が、衛生科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと等を目的とするものであることからすれば、教育訓練に必要な知識・知見はもとより医学的に新しいものでなければならず（証人山田、証人木村等も同様の供述をする。）、そのような観点からすれば、被告が本件不開示文書の廃棄の可能性を指摘する平成7年の時点や同17年の時点において、既に発行から35年ないし45年が経過していた本件不開示文書については、教育訓練等における参考資料としての実用的価値はほとんど失われていたものと評価するのが相当である。

イ なお、原告は、衛生学校記事（月刊分）には、①731部隊等が中国で生物化学兵器を使用し、また、人体実験を行ったこと、②731部隊等の関係者が米軍の朝鮮戦争等での生物化学戦に協力したこと、③戦後に保安隊・自衛隊が生物化学戦の準備をしていたこと、④戦後に保安隊・自衛隊が米国の核戦争に出動する準備をしていたこと、といった自衛隊又は米軍にとって公開されたくない記事が掲載されている可能性があると主張し、軍事ジャーナリストの大内要三もこれに沿う供述及び陳述をする（甲61

8、証人大内要三）。しかしながら、衛生学校記事（月刊分）は、1部当たり95円で個人に配布されており、配布部数も当初は300部程度あつたというのであり、そのような組織として公開を欲しない事柄が書かれた文書を、対象が幹部級職員を中心とするとはいえ組織の管理権の直接及ばない形で広く配布するということはにわかに考え難い（現に、認定事実④のとおり、明らかにする会は、衛生学校記事の創刊号を古書店で入手したというのである。）。また、衛生学校記事（月刊分）は、秘密区分につき「部外秘」の指定がされていたが、部外秘とは「機密」、「極秘」、「秘」に次いで指定されるものであり、「訓練又は技術上の教範若しくは他の文書で秘匿を要するもの」や「通常の訓練の計画及びその成果」等がこれに当たるとされているのであって、高度の秘匿の必要性があつたものとも考え難い（証人山田も、昭和32年頃は管理物のほとんどが部外秘扱いだったと供述している。）。

この点、原告は、その論拠として、衛生学校記事（月刊分）の第1号に掲載された金原による衛生学校長訓示の中で、対特殊武器衛生が将来戦衛生勤務における極めて重要な要素であり、衛生学校として将来この分野について深刻な研究開発に努力する所存である旨の言及があること（甲1・11～12頁）、同号には、いずれも衛生学校の幹部による「生物戦に対する医学的防御の問題点」（園口忠男）、「軍用生物学及び生物剤(1)」（木村正義）等が掲載されたほか、次号の予告として「軍用生物学及び生物剤(2)」（木村正義）、「生物戦研究は一般社会に役にたったか？」（園口忠男）が掲載予定である旨の記載があること（甲1。なお、「軍用生物学及び生物剤」については第4号、第8号、第9号及び第14号にも掲載されているほか、第5号、第10号等にも掲載されていることが次号予告からうかがわれる〔甲11ないし14〕。）などを指摘する。しかしながら、陸上自衛隊衛生科の活動として対特殊武器衛生の研究をすること自体

は何ら秘匿すべき事柄ではなく、現に、陸上自衛隊は本件訴訟提起後もそのことを対外的にも積極的に発信していることがうかがわれるところである（甲627、628。なお、昭和57年10月に発刊された「衛生学校30年の歩み」〔甲165〕にも、「第2期CBR課程（31.1～31.2）」に参加した将兵の集合写真が掲載されている〔63頁〕ほか、昭和41年度の記事には「特筆事項として、研究の重点を放射線障害及び薬剤障害に指向し、園口将補の研究…の成果は部内はもとより、部外においても高く評価された。」などの記述がある。）し、証拠（甲1・37及び41～42頁）によれば、上記のとおり衛生学校記事（月刊分）が特に多くの紙幅を割いて掲載していた「軍用生物学及び生物剤」は米軍の教範を翻訳したものにすぎず、当該教範の目的は軍用生物学の基礎事項及び仮想敵が使用する可能性のある種々の生物剤の特性等を記述する点にあり、検出、予防、治療等は対象としていないことが認められ、当時においてはともかく、本件不開示処分時点においてそれ自体として特に機微な内容を含んでいたものとまでは考え難い。よって、原告の上記主張から直ちに、衛生学校記事（月刊分）に自衛隊にとって公表を欲しない事柄が記載されていることが推認し得るものではない。

(3) 彰古館で保管されていた衛生学校記事について

ア 上記認定事実によれば、衛生学校においては、当初こそ、金原に敬意を表し、金原資料目録において金原資料を永久保存する旨が表明され、昭和57年4月以降、彰古館に金原資料を展示・保管するため金原コーナーが設けられた経緯はあるが、それから9年余を経た平成3年8月頃の時点では金原コーナーはほとんど利用されておらず、手入れもされていないような状態に至っており、北海道南西沖地震や阪神淡路大震災において陸上自衛隊衛生科が一般人の衛生支援も行うようになったこと（証人齋藤はこれを自衛隊の一大変革であったと供述する。）を契機として、

平成 7 年 1 月頃、金原コーナーを廃止して、その跡地に国際貢献災害派遣センターを設立するに至ったものと認められる。そして、金原コーナーに展示・保管されていた金原資料のうち、旧軍時代の資料の一部は防衛研究所に移管され、移管されなかつた金原資料の多くは、彰古館において他の資料と混在する形で保管されていたものと認められる。かかる状況を前提とした上で、①彰古館において保管されていた資料については、平成 8 年 4 月時点で十分なリストが作成されておらず、リスト化の必要性があったことからすれば、管理簿等による適切な管理もされていなかつたものと推認でき、金原コーナーにあった金原資料についても、大部分は陳列棚の下の段ボール等に収納されたままの状態であったと推認できること、②衛生学校記事については、平成 7 年の時点で上記のとおり実用的価値が既に失われていたものといわざるを得ないこと、③彰古館は主として旧陸軍以前の時期の資料を展示・保管していたところ、昭和 30 年代以降に発行された衛生学校記事は、発行当時の陸上自衛隊の衛生事務に係る研究や実情を知る上で一定の史料的価値があったことは否定し得ないものの、旧軍時代の資料に比べれば史料的価値がさほど高いとはいえず、かつ、当時は少なくとも衛生学校図書室に配架されており、彰古館において別途保管する必要性が乏しかつたとも考えられること、④平成 8 年 4 月以降、彰古館において衛生学校記事が保管・管理されていたとは認められないこと、⑤彰古館の移転に際しては、それまでも破棄を含む資料の整理が行われたことがあったことなどからすれば、修親等と同様に、衛生学校記事についても、平成 7 年 1 月から 3 月頃にかけて、金原コーナーが廃止された際に廃棄されたと推認することに一定の合理性があるものと認められる。

イ これに対し、原告は、被告の主張を前提とすると、金原コーナーが廃止された平成 7 年当時だけ彰古館を所管する広報・援護室に室長が存在せ

ず、金原コーナーや所蔵資料の扱いについて責任ある立場で直接関与した者が誰もいないことになるが、これは異常であり、このことからすれば、所蔵資料の移動先等に関する真相について、衛生学校が組織的に隠蔽しているものと推認し得る旨を主張する。

しかしながら、そもそも衛生学校記事が秘匿の必要性が高いものであったとは認められないことは上記説示のとおりである上、上記認定事実によれば、金原コーナーの廃止に伴う所蔵資料の防衛研究所への移転については故人である当時の総務課長が担当していたことがうかがわれるのであり、責任ある立場で直接関与した者が誰もいないということにはならない。また、平成7年3月当時、広報・援護室において最上位の階級にあった中村榮は、広報・援護室長ではなかったものの（乙67、73、80）、室長の肩書がなかったのは、単に階級が不足していたからということも考えられるのである（中村榮は当時3尉であったが〔乙80〕、広報・援護室長は通常2佐であったとのことであり〔乙79、81〕、山田も、室長という肩書であったかどうかは別として、平成7年当時の広報・援護室の実質的な責任者は中村榮だと思っていた旨供述している〔証人山田〕。）、そのこと自体が格別不自然・不合理であるとはいえない。そして、上記のとおり、平成3年8月の時点において金原コーナーがほとんど利用されておらず、手入れもされていない状況にあったことからすれば、平成7年3月当時の広報・援護室の最上位者が金原資料の行方について明確な認識を欠いており、まして、それから20年以上後の時点で具体的な記憶をなくしていたとしても格別不自然・不合理であるとはいえない。そうすると、隠蔽の可能性を指摘する原告の主張も、また採用することができない。

25 (4) 衛生学校図書室で保管されていた衛生学校記事について

ア 鈴木供述の信用性について

鈴木は、平成17年9月12日頃、廃棄する目的で、衛生学校記事を含む90冊の製本雑誌につき、所定の手続をとらずに図書原簿から抹消した旨を供述するところ、鈴木の供述は、廃棄しようとした経緯や、実際に廃棄したかどうかについてはつきりとした記憶がないとするものの、図書原簿から抹消したことについては、線を引く作業が多く大変であったことから覚えている旨を明確に供述しており、また、供述時においても現役の自衛官である鈴木が、自己の記憶に反して、内規に違反していたことを認めるような供述をする理由も認め難い（原告の主張を前提とすると、被告は衛生学校記事を組織的に隠蔽するために、鈴木に虚偽の供述をするよう指示していたということになるが、衛生学校記事にそこまで秘匿する必要性の高い事柄が記載されているとは認められないことは上記説示のとおりである。）。そして、鈴木は現に、製本雑誌（日本医事新報）を大量にゴミステーションに搬入しようとしているところを木村から目撃されている（認定事実(3)エ）ところ、これらの製本雑誌についても一部を除き図書原簿から抹消されているのであり、こうした状況も鈴木の上記供述を裏付けるものといえる。また、所定の手続をとらなかつたという点についても、当時、衛生学校図書室では、不用決定を受けた図書原簿からの抹消作業等は山本が行っていたが、山本から古野に交代するに当たって具体的な引継ぎがされたわけではなかつたこと、誰かは覚えていないが鈴木としては上官の指示に従つているとの認識であつたこと、当時における鈴木の直属の上司である藤澤も、図書の廃棄手続の詳細を承知していなかつた上、図書係の勤務する閲覧室とは別の部屋で業務を行い、図書係の業務は全体の1割程度であったというのであり、図書係に着任して日の浅い古野と二人で業務を行つていた鈴木が、製本雑誌を廃棄しようとして、手續の詳細を既に離任していた山本らに確認することなく、図書原簿の過去の記載をまねて廃棄の手續を行つた

5 といふことも、およそ起こり得ない事態とはいえない。

以上によれば、鈴木の上記供述は、その限度において信用することができるものといえる。

原告は、廃棄しようとした経緯について覚えていないというのは不自然であると主張するが、15年以前の出来事について明確な記憶がないこと自体は格別不自然とはいせず、このことのみをもって鈴木の供述の信用性が全体として否定されることにはならない。

また、藤澤や当時の教材課長らも、鈴木に対して衛生学校記事の廃棄を指示したことはない旨を供述しているが、やはり15年以前の出来事について明確な記憶がないことが格別不自然なこととはいせず、指示した上官を特定することができないからといって、鈴木の供述の信用性が全体として否定されることにはならない。

イ 衛生学校図書室の衛生学校記事が廃棄されたことについて

以上のとおり、鈴木が廃棄の目的で、図書原簿から衛生学校記事の製本雑誌を抹消した事実については鈴木の同旨の供述によって認められ、現に衛生学校図書室には衛生学校記事の製本雑誌の存在が確認し得ないのであるから、鈴木が衛生学校記事の製本雑誌を平成17年9月頃に廃棄したと推認することには、合理性が認められる。

原告は、衛生学校記事と同様に抹消されているふかみどり、保安衛生及び防衛衛生の各製本雑誌については、現在も図書室に配架されていることを指摘するが、これらについては、鈴木が図書原簿から抹消した後に、何らかの事情で廃棄することを取りやめた可能性も考えられるのであり、他方で、衛生学校記事の製本雑誌が図書室に見当たらない以上（なお、被告が衛生学校記事の製本雑誌をあえて隠蔽する動機が認められないことはこれまでにも述べたとおりである。）、上記のような推認を妨げる事情とはいえない（なお、衛生学校図書室の図書が図書原簿で管理され

ていたこと及び衛生学校記事がかつて使用されていた紙媒体の図書原簿に記載されていたことは、被告の平成30年6月26日付け「求釈明に対する回答書」において初めて明らかにされたが、そのことから直ちに、被告が図書原簿の存在ひいては衛生学校記事の製本雑誌の存在を隠蔽しようとしていたとまでは認め難いものというべきであるし、本件不開示処分時までにおいて被告が図書原簿の確認を怠っていたとしても、そのことから直ちに、本件不開示処分が違法となるということもできない。)。

(5) その他の保有の可能性について

10 衛生学校において編集・発行していた衛生学校記事（月刊分）のうち、購読者等に配布されなかつた残部が一時期まで衛生学校において事実上保有されていた可能性自体は否定し難いものの、衛生学校記事（月刊分）は昭和34年1月発行の第19号をもって休刊しており、最後の発行から本件不開示処分に至るまで50年以上が経過しているのであって、教育訓練に利用するという実用的価値はほとんど失われていたこと、復刊後の衛生学校記事（季刊分）については昭和50年10月1日にふかみどりへの改称を経て平成21年に廃刊となっているところ、ふかみどりや防衛衛生の編集を行っていた衛生学校研究部で平成3年から同11年頃までの間に防衛衛生の編集を担当していた山田においても、衛生学校記事がふかみどりの前身であるという認識自体を有しておらず、ふかみどりの編集業務においてバックナンバーを参照する必要性が一定程度あったとしても、休刊となる前の衛生学校記事（月刊分）にまで遡って参照する必要があったとはにわかに考え難いこと、衛生学校記事第5巻第1号にも、「バックナンバー売ります」との表題の下に「今回次のとおり衛生学校記事のバックナンバーを整理処分することとなりました。それぞれ駐とん地委員を通じてお申し込みください。第1巻第2号 - 60冊 第2巻第2号 - 30冊 第2巻第3号 - 30冊 第2巻第4号

100冊 昭和40年3月31日までに申し込まれた方には1冊10円でおわけいたします。（以下略）」といった広告が出されていることが認められ（甲30・59頁）、発行元においても衛生学校記事のバックナンバーは発行から2、3年をめどに廉価で販売するなどして処分しようとしていた事情がうかがわれることからすれば、未配布の衛生学校記事（月刊分）が本件不開示処分時においても衛生学校でなお保有されていたと推認することはできない。

(6) 小括

以上のとおり、彰古館又は衛生学校図書室等において一時期まで保有されていたと認められる衛生学校記事についても、その後、廃棄その他の処分をされていたことが合理的に推認し得るのであって、他に、本件不開示文書を、本件不開示処分時においても防衛省が保有していたことを推認させる事情もないから、本件不開示処分時において防衛省が本件不開示文書を保有していたとは認めることができない。そうすると、本件不開示処分のうち、本件不開示文書を不開示とする部分は適法というべきである。

なお、以上の説示は、本件不開示文書の内容について被告に隠蔽する動機が認められないことを前提とするものであるが、仮に、本件不開示文書について、原告が主張するように被告が公開を欲しない事項に係る記載がされていたとしても、本件不開示文書の教育訓練上の実用的価値が失われていることは否定し得ない以上、被告においてこれを本件不開示処分時まで保有し続ける理由はない（むしろ、本件開示請求よりも相当以前の時点において既に優先的に廃棄する動機があったことになる）のであるから、本件不開示処分時においても防衛省が本件不開示文書を保有しているはずであるとする原告の主張には、いずれにせよ論理の飛躍があるものといわざるを得ない。

3 本件義務付けの訴えの適法性について

本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法3条6項2号が定めるいわゆる申請

型の義務付けの訴えであるところ、上記2のとおり、本件不開示処分のうち本件不開示文書を不開示とする部分は適法であり、取り消されるべきものではないから、本件不開示文書の開示の義務付けを求める本件義務付けの訴えは、同法37条の3第1項2号の要件を欠く不適法なものである。

5 4 爭点(2)（国家賠償請求の成否）について

(1) 処分の違法を理由とする国家賠償請求に係る違法の判断基準等について

上記2のとおり、本件不開示処分のうち本件不開示文書を不開示とする部分は適法であるから、同部分の違法を理由とする国家賠償請求には理由がない。他方、本件不開示処分のうち本件開示文書を不開示とした部分は、防衛省が当時、本件開示文書を実際には保有していた以上、違法であったものというべきであるが、情報公開法に基づく開示請求を受けた行政機関の公務員が、開示請求に対して誤った判断をした場合、そのことから直ちに国賠法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、当該請求を処理するに当たって、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断を行ったと認め得るような事情がある場合に、初めて国賠法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成元年（才）第930号、同第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁、最高裁平成17年（受）第530号同18年4月20日第一小法廷判決・集民220号165頁参照）。

20 (2) 本件における(1)の当てはめについて

上記認定事実によれば、本件開示請求を受けて本件請求文書の探索に当たった防衛省の職員は、防衛医科大学校図書館のうちその事務室のみを探索し、蔵書については探索を行わなかった結果、同図書館で蔵書として保管されておりシステム上も容易に検索することができた本件開示文書の存在を見落として、本件開示文書を保有していないという誤った前提の下に原告に対して本件不開示処分を行ったものである。しかるところ、衛生学校記事が、かつ

て衛生学校において教育・訓練等のための参考資料として編集・発行されて
いた雑誌であることからすれば、探索に当たった防衛省の職員らにおいて、
これらが衛生学校図書室において蔵書として保管されている可能性があるこ
とに思い至るべきことは明らかであるのはもとより、同じく医学に関わる防
衛医科大学校図書館においても蔵書として保管されている可能性があること
にも当然に思い至るべきであったというほかはない（現に、防衛省の職員が、
事務室のみではあるが防衛医科大学校図書館を探索の対象としていたことか
らすれば、衛生学校発行の雑誌が防衛医科大学校に保管されている可能性自
体については思い至っていたものと推認できる。）。そうすると、防衛省の
職員らによる本件開示文書を保有していないとの判断は、防衛医科大学校図
書館の蔵書をシステム上においてすら確認せずに行われた等の点において、
情報公開請求を受けた行政機関の公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を
尽くすことなく漫然とされたものと評価せざるを得ない。また、以上に説示
したところに照らせば、本件開示文書について本件不開示処分をしたことにつ
き当該職員らには過失があったものと認められる。

なお、衛生学校図書室の紙媒体の図書原簿に衛生学校記事の抹消の記録が
あったことは、前記のとおり、被告の平成30年6月26日付け「求釈明に
対する回答書」において初めて明らかにされたものであり、それまでに防衛
省の職員らにおいて図書室の図書原簿すら確認していなかつたことが推認さ
れ（仮に、本件開示請求があった時点で図書原簿の確認がされていれば、衛
生学校記事が抹消された経緯についても、関係者の記憶がより鮮明なうちに
調査することができた可能性もある。）、このこと自体は国賠法1条1項所
定の違法行為ということはできないとしても、防衛省内部における探索が少
なくとも当初においては不徹底なものであったことを裏付けるものといわざ
るを得ない。

(3) 損害について

原告は、本件不開示処分によって、本来であれば開示を受けることができた本件開示文書の開示を相当期間の間受けることができなかつたものであり、事後に開示を受けることができたものの、精神的損害が生じたことは否定し難い。

5 被告は、原告の主張する精神的苦痛は、国賠法上保護される法的利益とはいえないとして主張するが、情報公開法は、個々人に開示請求権を付与しているのであるから（3条）、それが終局的には被告の主張するような国民全体の一般的利益の実現を企図したものであったとしても、誤った不開示処分を受けたことにより開示請求権の行使を妨げられた国民が国賠法上の損害の賠償をおよそ受けられないものとは解し難く、被告の上記主張は採用することができない。

他方、原告が本件不開示処分から2年半以上が経過したとはいえた本件開示文書の開示を受けることができ、その際に被告の担当者から謝罪を受けたこと（原告は謝罪の事実はなかった旨供述するが、平成26年9月19日配信の時事通信の記事〔甲621〕や同月20日の毎日新聞の記事〔甲620〕でも本件開示文書が発見されたことに伴う防衛省による原告に対する謝罪の事実が報じられている上、明らかにする会の代表である松村高夫がその意見書〔甲81〕において「私は、存在しないと言われてきた『衛生学校記事』の一部が『発見』されて、防衛省側が原告和田に謝罪するという衝撃的な事態を体験した。」と記載していること〔4頁〕からも、上記のとおり認定することができる。）、本件開示文書についても被告が故意に隠蔽していたとまで認めるに足りる証拠はないこと、本件請求文書合計42件のうち14件の本件不開示文書については防衛省において保有していたとは認められず、その部分に係る本件不開示処分は適法といえること等の諸般の事情を踏まえれば、原告が本件不開示処分によって受けた精神的苦痛を慰謝するための金員としては5万円が相当である。

第4 結論

以上によれば、本件義務付けの訴えは不適法であるから却下すべきであり、原告のその余の請求は、国家賠償請求として5万円及びこれに対する本件不開示処分の日である平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言は相当でないから付さないこととする。

10 東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官

岡田幸人

岡 田 幸 人

15

裁判官渡邊達之輔及び裁判官溝渕章展は、異動のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

岡田幸人

岡 田 幸 人

20

(別紙 1)

指 定 代 理 人 目 錄

5 岡部明寿香、杉山勇二、林田泰幸、古橋拓也、足立貴康 ほか

以上

文書目録

5 1 平成26年10月20日付け決定により開示しないものとされた文書（本件不開示文書）

- (1) 衛生学校記事第2号（昭和32年8月発行）
- (2) 衛生学校記事第3号（昭和32年9月発行）
- (3) 衛生学校記事第5号（昭和32年11月発行）
- 10 (4) 衛生学校記事第6号（昭和32年12月発行）
- (5) 衛生学校記事第7号（昭和33年1月発行）
- (6) 衛生学校記事第10号（昭和33年4月発行）
- (7) 衛生学校記事第11号（昭和33年5月発行）
- (8) 衛生学校記事第12号（昭和33年6月発行）
- 15 (9) 衛生学校記事第13号（昭和33年7月発行）
- (10) 衛生学校記事第15号（昭和33年9月発行）
- (11) 衛生学校記事第16号（昭和33年10月発行）
- (12) 衛生学校記事第17号（昭和33年11月発行）
- (13) 衛生学校記事第18号（昭和33年12月発行）
- 20 (14) 衛生学校記事第19号（昭和34年1月発行）

2 平成26年10月20日付け決定により開示するものとされた文書（本件開示文書）

- (1) 衛生学校記事第4号（昭和32年10月発行）
- (2) 衛生学校記事第8号（昭和33年2月発行）
- (3) 衛生学校記事第9号（昭和33年3月発行）

- (4) 衛生学校記事第14号（昭和33年8月発行）
- (5) 衛生学校記事第1巻第1号（昭和36年4月発行）
- (6) 衛生学校記事第1巻第2号（昭和36年7月発行）
- (7) 衛生学校記事第1巻第3号（昭和36年10月発行）
- 5 (8) 衛生学校記事第2巻第1号（昭和37年1月発行）
- (9) 衛生学校記事第2巻第2号（昭和37年4月発行）
- (10) 衛生学校記事第2巻第3号（昭和37年7月発行）
- (11) 衛生学校記事第2巻第4号（昭和37年10月発行）
- (12) 衛生学校記事第3巻第1号（昭和38年1月発行）
- 10 (13) 衛生学校記事第3巻第2号（昭和38年4月発行）
- (14) 衛生学校記事第3巻第3号（昭和38年7月発行）
- (15) 衛生学校記事第3巻第4号（昭和38年10月発行）
- (16) 衛生学校記事第4巻第1号（昭和39年1月発行）
- (17) 衛生学校記事第4巻第2号（昭和39年4月発行）
- 15 (18) 衛生学校記事第4巻第3号（昭和39年7月発行）
- (19) 衛生学校記事第4巻第4号（昭和39年10月発行）
- (20) 衛生学校記事第5巻第1号（昭和40年1月発行）
- (21) 衛生学校記事第5巻第2号（昭和40年4月発行）
- (22) 衛生学校記事第5巻第3号（昭和40年7月発行）
- 20 (23) 衛生学校記事第5巻第4号（昭和40年10月発行）
- (24) 衛生学校記事第6巻第1号（昭和41年1月発行）
- (25) 衛生学校記事第6巻第2号（昭和41年4月発行）
- (26) 衛生学校記事第6巻第3号（昭和41年7月発行）
- (27) 衛生学校記事第6巻第4号（昭和41年10月発行）
- 25 (28) 衛生学校記事第7巻第1号（昭和42年1月発行）

以上

争点に関する当事者の主張の要旨

5 1 争点(1) (本件不開示処分の適法性)について

【原告の主張の要旨】

本件不開示文書を全部廃棄処分した旨の被告の主張は事実に反する虚偽主張である。被告は本件不開示処分をした当時、本件不開示文書を保有していたのであるから、本件不開示文書を保有していないことを理由とする本件不開示処分は違法なものである。

(1) 本件不開示文書は、本件開示請求時点においても衛生学校図書室に保管されており、現在も廃棄されることなく防衛省内に隠蔽されている。

ア 図書原簿の中の本件不開示文書に引かれた赤二重線と「17.9.1
2」のゴム印は廃棄の目的でされたものではなく、真実は本件不開示文書が隠蔽されたことを仮装するためにされたものである。

平成28年1月時点で、衛生学校図書室には、保安衛生及び防衛衛生の全巻並びにふかみどりの昭和50年10月発刊号を除く全巻が保管されていたのであり、衛生学校記事だけを全巻廃棄するはずがない。

イ 当時衛生学校図書室に勤務していた鈴木武範3曹（以下「鈴木」という。）は、廃棄するために赤二重線を引いた旨を供述するが、その一方で、廃棄を指示した上官が誰かも全く言えず、上官からの廃棄指示の内容も覚えていないと供述するものであり、その内容も合理性を欠き、矛盾だらけで、同供述は、衛生学校記事が廃棄されたことの証拠たり得ない。

保安衛生及び防衛衛生は、衛生学校発足当時から衛生学校が正式に発行する月刊の出版物で、平成17年9月当時も現在も衛生学校にとって最も高い位置と最も大きな役割を持って発刊され続けている。したがって、保

5 安衛生及び防衛衛生を廃棄するようなことは著しく不合理というべきであり、保安衛生及び防衛衛生を廃棄するような指示が上層部から出されることはなどあり得ない。また、ふかみどりは、平成17年9月当時は季刊誌として定期的に発刊され続けていたものである。したがって、一方でふかみどりを新しく発刊し続けながら、他方で過去の発行済みのふかみどりを廃棄せよという指示が上層部から出されることは、著しく不自然かつ不合理である。ふかみどりを廃棄せよなどという判断は、衛生学校にとって超重大事であるから、これを一部の上層部が勝手に決めるなどはあり得ない。

10 万が一、平成17年9月12日に赤二重線が引かれたのであれば、現存しているふかみどり、保安衛生及び防衛衛生は図書原簿に新しく記載がされているはずであるが、そのような記載はない。これは、平成17年9月に赤二重線が引かれていないことを示す客観的証拠である。

15 ウ、以上によれば、図書原簿に赤二重線が引かれたのは平成17年9月ではなく、実際には本件開示請求後に、本件不開示文書を含む衛生学校記事の存在を隠蔽するために行った偽装行為であると結論付けられる。

(2) 金原コーナーに保管されていた衛生学校記事は、本件開示請求時においても防衛省が保管していた。

ア 彰古館の展示資料の中には、戦後の出版物も含めて多数の金原資料が含まれているにもかかわらず、衛生学校記事が一切保存されていないということは不自然極まりない。

イ 彰古館内にあった金原コーナーに衛生学校記事が所蔵されていたことは金原資料目録から明らかである。被告は、金原コーナーは平成7年に廃止されたと主張するが、肝心の同年の出来事に責任ある立場で直接関与した者はおらず、その真相は依然として解明されていない。

25 広報・援護室に所属して彰古館の運営管理を担当した者が平成4年から

同30年まで約25年間にわたって存在したが、金原コーナーが廃止された平成7年だけ担当者がいなかったということになり、極めて不自然不合理である。被告は、同年には彰古館の担当者がいなかったことにして金原コーナー廃止の真相を隠蔽しているものと考えるべきである。

5 (3) 隠蔽の動機について

ア 衛生学校記事を創刊した理由は、自衛隊が米国の「C B R N 戦略」に従った戦略・戦術に基づいて部隊運用と武器の習熟を実現するためであった。

衛生学校は設立と同時に C B R 対応が求められた。ここで C B R とは、
10 chemical weapon: 化学兵器、biological weapon: 生物兵器、radiation: 放射性物質（核兵器）を意味し、現在では nuclear weapon: 核兵器の N を加えて C B R N と表記することが多い。昭和30年3月、陸上自衛隊独自の新教範体系の編さんが示達され、衛生学校に「衛生課操典」の編集が命じられ、昭和32年2月末に「衛生課操典（草案）」ができた。編さんに当たり、特に考慮された事項の中の一つに「対特殊武器衛生」があった。金原は、衛生学校記事第1号の「衛生課操典（草案）普及教育 席上における衛生学校長の訓示」において、衛生学校も C B R 対応を徹底することを求めていた。

衛生学校記事に掲載された論文のうち判明しているものを見ても、核兵器、生物兵器、C B R（対特殊武器対応）に関連するものが多い。

イ 旧日本軍は、日中戦争中、細菌戦部隊であるいわゆる 731 部隊（以下単に「731部隊」という。）や 1644 部隊等を使って、細菌兵器開発のために中国人等に人体実験を行い、さらに実際に中国各地で細菌兵器を使用し、中国全体で数万人に上る膨大な犠牲者を出した。731部隊等の上記行為は、1925年のジュネーブ・ガス議定書が禁止する「細菌学的戦争手段」に該当し、著しく残酷で人道上決して許されないものであった。他方、被告は、平成15年に衆議院議員が提出した質問主意書に対する答

弁においても、細菌戦の加害と被害の事実を否定し、その後も、731部隊の活動の詳細について政府内部の資料は見当たらないとの答弁を繰り返している。

こうした状況の中で、防衛省は、731部隊時代の研究成果を秘匿する必要性があったものであり、その機関である衛生学校が発行した研究雑誌に、731部隊時代の研究成果を交えた研究論文が掲載されていることを秘匿する必要性があったものである。

ウ 被告は、衛生学校記事に秘匿したい内容のある記事が掲載されているため、実は保存しているバックナンバーを廃棄したと主張して隠蔽し、秘匿の必要のない巻号のみを開示したと推定するのが自然である。

エ 衛生学校記事には、自衛隊が米軍のCBRN戦略に従った戦略・戦術に基づいて部隊運用と武器の習熟を実現するため、また、自衛隊に生物戦部隊を創設するため、CBR（対特殊武器）に関する文書が多数掲載しており、これらの事実を隠蔽するために被告は現在も本件不開示文書を隠蔽しているものである。

【被告の主張の要旨】

本件不開示文書は不存在であり、本件不開示処分は適法である。

(1) 本件不開示文書は、情報公開法や公文書等の管理に関する法律の施行よりはるか以前に編集・刊行されたものであり、その当時においては、それぞれの管理者ごとに起案、発簡、接受、廃棄についての管理要領が定められることはあったものの、現在の情報公開法や公文書等の管理に関する法律のような文書管理に係る厳然かつ統一的な規律の下での文書管理が行われていたわけではなかった。

衛生学校記事は、陸上自衛隊衛生科の教育、訓練等における参考資料として全国の陸上自衛隊衛生科幹部に個人配布されていた機関誌であって、組織的に必要とするものではない。そのような文書の内容や性質上、現に

行政機関における公式な保管を想定した現行法下における「行政文書」として保有していた可能性は乏しいものと推察することができる。実際のところ、昭和32年頃に存在していたと推測される「陸上自衛隊記録文書保存規則」（乙18）には、「記録文書」（2条）についての保存の区分や保存期間の定めが置かれており、さらに同規則では、上記記録文書として、原議書や発簡文書のうち保存を必要とする命令及び通ちよう類等が定義されているが、その一方で、衛生学校記事は、外部に印刷を発注し、しかも、対価の支払を前提とした個人配布のための機関誌であって、その文書の内容・性質は、上記「記録文書」概念から余りにもかけ離れている。

したがって、衛生学校記事について、行政文書として保有していたものとは考え難い。

(2) 他方、衛生学校図書室は、昭和50年3月の時点で、合計37巻の衛生学校記事を保有していた。図書室が保有していた衛生学校記事のうち、図書原簿に「不用決定証書第102433号 63.10.25」と記載された上、赤二重線が引かれているものは、所定の手続を経て廃棄されたことが認められる。その他の衛生学校記事については、いずれも図書原簿に赤二重線が引かれており「17.9.12」と記載されているところ、衛生学校図書係であった鈴木は、平成17年9月12日頃、図書原簿に載っている本の廃棄には、図書委員会の決定が必要であることは知らずに、上司や同僚に相談しないまま、衛生学校記事等の製本雑誌を廃棄するために、図書原簿に上記の赤二重線を引いた旨を証言しており、同証言は信用することができる。

以上によれば、鈴木が平成17年9月頃、図書室にあった製本雑誌を廃棄するために、図書原簿のその他の衛生学校記事の記載に赤二重線を引いたことが認められ、その後、防衛省が平成29年4月に実施した徹底的な探索によっても衛生学校記事が図書室から発見されなかつたことからすれ

ば、鈴木が平成17年9月頃、図書原簿のうち該当の製本雑誌に赤二重線を引いた際にその一部である衛生学校記事を実際に廃棄するに至ったことが合理的に認められる。

したがって、図書室が受け入れた衛生学校記事合計37巻のうちの本件不開示文書については、いずれも本件不開示処分までの間に廃棄されていたものと認められる。

(3) 金原資料目録によると、衛生学校では、昭和52年10月頃から同56年2月頃までの間に、金原の遺族から金原が個人として所蔵していた衛生学校記事の一部を寄贈又は何らかの方法で取得したことがうかがえる。そして、金原コーナーは、金原の遺品を展示するために設置されたものであり、その中には衛生学校記事が存在した一応の可能性が認められる。しかしながら、これらが行政文書に類するものとして保有されていたとはおよそ考え難く、事実上保管していたにすぎないものと解される。

また、①衛生学校においては、少なくとも平成7年頃、金原資料目録記載の資料について、必要性が乏しいというにとどまらず、不要な資料であると判断されていたこと、②防衛研究所に移管された金原資料の中には衛生学校記事が含まれていなかったこと、③平成7年頃に金原コーナーが廃止された際、金原資料の大半は彰古館にも引き継がれず、その一部は廃棄されたものと認められること、④平成7年当時には、衛生学校図書室に衛生学校記事が存在したと認められることから、図書室が保管しているものに加えて、更に彰古館においても衛生学校記事を保管する必要はなかったこと、⑤金原コーナーの廃止後にその場所に設置された国際貢献・災害派遣センターに衛生学校記事が預けられた事実もないこと、⑥衛生学校記事は平成29年4月に実施された防衛省の徹底的な探索によっても彰古館内等から発見されていないこと、以上の事実からすれば、かつて金原コーナーに存在した一応の可能性が認められる衛生学校記事が、金原コーナーの

廃止時に存在していたとしても、その廃止に伴い、他の文献と併せて廃棄されたことが合理的に認められる。

(4) 本件訴え提起後に、本件開示文書が防衛省内から発見されたことを受けて、防衛省内の全ての文書管理者 5203 名を対象として、平成 26 年 8 月 12 日から同年 9 月 30 日までの間、本件不開示文書の探索が実施されたが、なお発見されなかった。また、防衛省は平成 29 年 4 月にも、改めて本件不開示文書を探索し、防衛省内各部署において、紙媒体について延べ日数 1 万 6563 日間にわたり職員延べ 9 万 8973 名をして、電磁的記録について延べ日数 1 万 5909 日間にわたり職員延べ 8 万 9500 名をして、網羅的かつ徹底的に探索を行わせたが、本件不開示文書が発見された旨の報告はなく、本件不開示文書の存在は確認できなかった。また、原告等は、陸上自衛隊化学学校図書室、衛生学校図書室及び防衛医科大学校図書館の各図書原簿を閲覧し、陸上自衛隊化学学校図書室、防衛省図書館、自衛隊中央病院図書室及び防衛医大総合情報図書館において図書を検索するなどしたが、本件不開示文書の存在は確認できなかった。

2 争点(2) (国家賠償請求の成否)について

【原告の主張の要旨】

- (1) 被告は、本件訴訟において、防衛省は本件開示請求時点で本件請求文書を保有していなかった旨を主張していたのに、平成 26 年 9 月、本件請求文書の一部が防衛医大図書館から発見されたことを原告に告知するとともに、これを公表した。
- (2) 本件請求文書の存否の判断に当たっては、本件開示請求時点において十分な調査を行うべきものであった。ところが、防衛省は、主要図書館（防衛医大図書館）すら調査しないまま本件不開示処分を行い、かつ本訴の提起後も調査せず、訴訟の中の求釈明事項に対する調査の中で発見したものである。本件開示請求時点において十分な調査を行わなかった責任は重大である。

る。すなわち、防衛大臣は、本件請求文書の存否の確認に通常求められる作業をしないまま、本件不開示処分を行ったというべきである。

- (3) 上記1で主張したとおり、被告は本件不開示文書を故意に隠蔽している。
- (4) 以上のことから、防衛大臣は、本件不開示処分を行うに当たって、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と不存在という判断を行ったと認めることができ、本件不開示処分に係る防衛大臣の行為は、国賠法1条1項にいう違法があったと評価を受けるものである。
- (5) 原告は、本件不開示処分により、情報公開法の手続によって行政文書の開示を受ける権利を侵害され、多大な精神的損害を被った。これを金銭に評価することは困難であるが、あえて評価するとその損害額は10万円を下らない。

【被告の主張の要旨】

- (1) 本件不開示処分について、国賠法上の違法性は認められない。
- ア 防衛省において情報公開請求を受けた場合の文書探索は、情報公開法10条1項が開示請求に対する応答期限に関する努力義務を定めていること等から、行政文書開示請求書を大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（以下単に「情報公開室」という。）で受け付けた後、開示請求の内容に応じ、該当する行政文書を保有していると考えられる本省の官房各局や省内各機関に探索を依頼し、これを受け官房各局においては各課、省内各機関においては当該各機関の情報公開担当部署を通じて当該文書が存在すると思われる同機関内の各部署が探索して、その結果を情報公開室に報告する手順となっている。

本件においても、上記の手順のとおり探索を行ったものであるところ、開示請求された行政文書の名称が「衛生学校記事」であり、陸上自衛隊の機関である衛生学校に関連する文書であると考えられたことから、情報公開室では、陸上幕僚監部監理部総務課情報公開・個人情報保護室に

本件請求文書の探索を依頼した。これを受け、同室は、衛生学校に対し、本件請求文書の探索を指示し、衛生学校が探索を実施したもの、その存在を確認することはできなかった。

そのため、情報公開室では、陸上自衛隊以外にも探索範囲を拡大することとして、本省の官房各局及び省内各機関の情報公開担当部署に探索を依頼したが、いずれにおいても、その存在を確認することはできなかった。なお、この拡大した探索範囲には防衛医科大学校も含まれていたが、同校では、本件請求文書が存在している可能性が高いのは、総務課、教務課、病院庶務課及び図書館の事務室であると判断し、探索を行ったため、その存在を確認することはできなかった。

イ 上記アのとおり、本件における文書探索は、限られた期間内において、存在する可能性の高い場所を優先的に、可能な限りの探索を実施したものである。

このように、本件開示請求を受けて、防衛省においては、開示請求に対して迅速に応答する観点から、本件請求文書が存在すると思われる部署を優先的に探索し、発見できなかったことから、更にその探索範囲を拡大して探索したものであり、担当公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件不開示処分をしたと認め得るような事情は認められないから、本件不開示処分について国賠法上の違法性は認められない。

(2) 原告に損害はない。

ア 仮に上記(1)の点をひとまずおくとしても、本件開示文書については、既に原告に対して開示されており、原告の損害はないというべきである。

イ また、原告の主張する損害の内容は判然としないが、仮に、本件開示文書に係る開示決定等をしなかった間に感じた焦燥感、不快感といった内心の感情が害されたなどという精神的苦痛であったとしても、一般的には、

各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を充分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものというべきであって、社会通念上その限度を超えることがない限り、内心の静穏な感情に対する侵害行為は不法行為ないし国賠法上の加害行為を構成することはないものと解される。

かかるところ、情報公開法の目的が専ら適正な行政の運用の監視、確保という国民全体の一般的利益の実現にあること（1条参照）に照らせば、原告の主張する精神的苦痛といったものは、適正な司法行政権の発動に關し国民各人の抱く正義感情の満足といったものとしか評価し得ず、そのような主觀的満足は、開示請求権の周辺に存する派生的な事実上の利益にすぎないというべきである。

したがって、原告が主張する被侵害利益は、国賠法上保護される法的利益とはいえないから、原告に国賠法上の損害は認められない。

更にいえば、少なくとも、本件開示文書については、既に開示を受け、謝罪も受けているのであるから、金銭による賠償を受けなければ填補されないほどの損害が残っているとは認め難い。

ウ 原告は、主たる損害は、防衛省が存在する本件不開示文書について意図的に隠蔽していることによる精神的苦痛である旨述べているが、被告が本件開示請求後にも存在している本件不開示文書を意図的に隠蔽しているなどの事実は認められず、前提を欠く。

(3) 結論

以上のとおり、本件不開示処分について国賠法上の違法性は認められず、

また、原告についてそもそも損害が認められないから、原告の国家賠償請求には理由がない。

以上

これは正本である。

令和 5 年 8 月 29 日

東京地方裁判所民事第 5 部

裁判所書記官 鎌木一顯

